

6. 業務執行

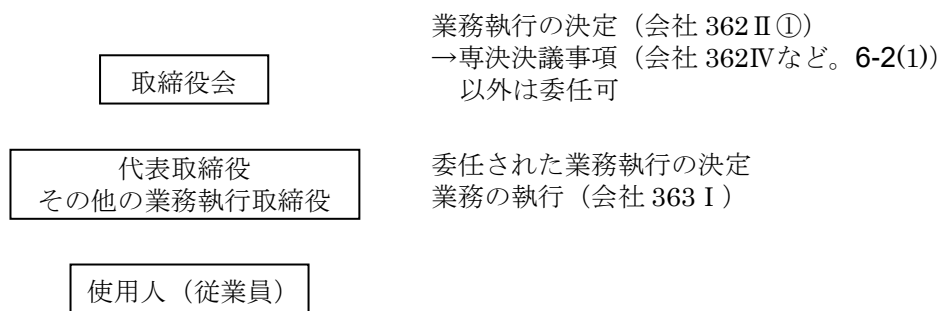
6-1. 業務執行と取締役

(1) 業務執行の決定・業務の執行の権限

* 取締役会設置会社（委員会型の会社を除く）の場合

会社の業務（事業）に関する事務（業務執行）

= 事業戦略の決定、予算の編成、生産計画の策定、原材料の購入・配分、製品の販売、従業員の利用・管理 etc.



(2) 様々な取締役

(a) 代表取締役（会社 362 III）—— 権限（会社 363 I ①・349 I）

(b) その他の業務執行取締役—— 権限（会社 363 I ②）

(c) 使用人兼務取締役

(d) 社外取締役（会社 2⑮。詳細は 7-1(4)）

肩書き・従業員（使用人）としての地位と取締役 [テキスト 4 章 3 節 3(1)(b)]

会社が付ける肩書き

=会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役 etc.

→会社法上業務執行権限・代表権の所在とは一致せず

6-2.取締役会による決定

(1)取締役会の専決決議事項

(a)会社法所定の事項（会社 298IVなど）

(b)重要な業務執行の決定（会社 362IV）

例：会社 362IV①＝重要な財産の処分・譲受け

最判平 6・1・20 民集 48-1-1

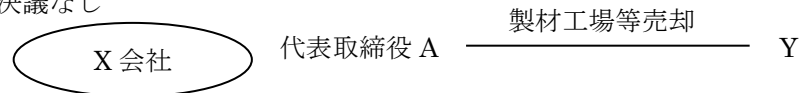
「商法二六〇条二項一号 [会社 362IV①] にいう重要な財産の処分に該当するかどうかは、当該財産の価額、その会社の総資産に占める割合、当該財産の保有目的、処分行為の態様及び会社における従来の取扱い等の事情を総合的に考慮して判断すべきものと解するのが相当である。これを本件についてみるに、本件株式の帳簿価額は七八〇〇万円で、これは上告人の前記総資産四七億八六四〇万円余の約一・六パーセントに相当し、本件株式はその適正時価が把握し難くその代価いかんによっては上告人の資産及び損益に著しい影響を与え得るものであり、しかも、本件株式の譲渡は上告人の営業のため通常行われる取引に属さないのであるから、これらの事情からすると、原判決の挙示する理由をもって、本件株式の譲渡は同号にいう重要な財産の処分に当たらないとすることはできない。さらに、本件株式は松北園の発行済み株式の七・五六パーセントに当たり、松北園は上告人の発行済み株式の一七・八六パーセントを有しているものであり、…松北園は平成二年五月三〇日に開催された上告人の株主総会に出席した上取締役選任に関する動議を提出したことがうかがわれるのであるから、本件株式の譲渡は上告人と松北園との関係に影響を与え、上告人にとって相当な重要性を有するとみることもできる。また、…上告人においてはその保有株式の譲渡については少額のものでも取締役会がその可否を決してきたものとみることもできる。」

(c)取締役会決議を欠く場合 [テキスト 4 章 3 節 3(3)(c)]

事例 6-a 取締役会決議を経ない行為

Y は、X 会社の代表取締役 A から、同社が所有する製材工場の土地・建物等一式（合わせて本件物件という）を売却したい旨の申込みを受け、本件物件を購入した。その後、X 会社は、本件物件の売却は重要な財産の処分（会社 362IV①）なのに、A は取締役会決議を経ずに売却を行ったのだから、無効であると主張し、Y に本件物件の返還を求めた。

会社 362IV①に該当
but 取締役会決議なし



最判昭 40・9・22 民集 19-6-1656

「株式会社の一定の業務執行に関する内部的意思決定をする権限が取締役に属する場合には、代表取締役は、取締役会の決議に従って、株式会社を代表して右業務執行に関する法律行為をすることを要する。しかし、代表取締役は、株式会社の業務に関し一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する点にかんがみれば、代表取締役が、取締役会の決議を経ることを要する対外的な個々の取引行為を、右決議を経ないでした場合でも、右取引行為は、内部的意思決定を欠くに止まるから、原則として有効であつて、ただ、相手方が右決議を経ないことを知りまたは知り得べかりしときに限つて、無効である、と解するのが相当である。」

* 学説では、相手方に悪意または重過失があれば無効という説が有力

無効の主張権者（最判平 21・4・17 民集 63-4-535）

(d)会社法のルール of 合理性

取締役会の専決決議事項を少なくする仕組み

特別取締役による決議（会社 373） [テキスト 4 章 3 節 3(2)(e)]

→あまり使われていない

監査等委員会設置会社（会社 399 の 13VVI） [テキスト 4 章 5 節 3]（「会社法Ⅲ」）

：取締役の過半数が社外取締役 or 定款で規定する場合

指名委員会等設置会社（会社 416IV） [テキスト 4 章 4 節 2]（「会社法Ⅲ」）

(2)取締役会の招集と決議 [テキスト 4 章 3 節 3(2)]

招集	原則：各取締役が招集（会社 366 I 本） 例外：定款所定の取締役が招集、他の取締役に招集請求権（会社 366 I 但 II III） その他のルール（会社 367・368）
決議	1 人 1 議決権（会社 369 I）・特別利害関係取締役（同 II） 定足数・多数決要件の緩和不可、議決権代理行使不可 その他のルール（会社 370～373）

会社 369 I II：1 人 1 票、特別利害関係取締役（⇔会社 308 I・831 I ③）

事例 6-b 特別利害関係取締役 [テキスト Case4-9(1)を一部変更]

A は X 会社の代表取締役であったが、取締役会において A を代表取締役から解職する議案が付議された。A は、取締役としてこの決議において議決権を行使できるか。

最判昭 44・3・28 民集 23-3-645

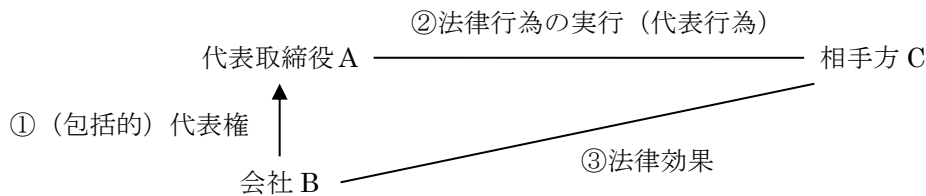
「代表取締役の解任 [会社法では解職] に関する取締役会の決議については、当該代表取締役は、……特別の利害関係を有する者にあたり解すべきである。

けだし、代表取締役は、会社の業務を執行・主宰し、かつ会社を代表する権限を有するものであつて……、会社の経営、支配に大きな権限と影響力を有し、したがつて、本人の意志に反してこれを代表取締役の地位から排除することの当否が論ぜられる場合においては、当該代表取締役に対し、一切の私心を去つて、会社に対して負担する忠実義務……に従い公正に議決権を行使することは必ずしも期待しがたく、かえつて、自己個人の利益を図つて行動することすらあり得るのである。それゆえ、かかる忠実義務違反を予防し、取締役会の決議の公正を担保するため、個人として重大な利害関係を有する者として、当該取締役の議決権の行使を禁止するのが相当だからである。」

6-3.代表

(1)代表権 (会社 349 I)

①代表権の範囲内で②代表行為が行われれば→③法律効果は会社に帰属



包括的代表権 (会社 349IV) ⇔従業員・他の取締役

代理と代表 [佐久間毅『民法の基礎 1 総則 [第 5 版]』(有斐閣、2020 年) 364~365 頁]

会社の「代表」=特殊な点がある代理

- ・本人 (会社) 自らが法律行為を実行することがありえない
(会社が法律行為をするためには必ず代理によってする必要がある)
- ・代表者の代理権 (代表権) は、法律で、包括的なものと定められる

(2)代表権についてのルール

事例 6-c 代表権についてのルール [テキスト Case4-10 を一部変更]

次の取引は有効か (取引の効果が会社に帰属するか)。

- ① A 会社の取締役会規程には、代表取締役が会社のために 1 億円を超える金銭を他から借り入れるには取締役会の承認が必要であるとの定めがある。A 会社の代表取締役 P は、取締役会の承認を得ずに B 銀行から A 会社のために 1 億 5000 万円を借り入れた。B 銀行は、そのような取締役会規程があることを知らなかった。
- ② C 会社の代表取締役 Q は、C 会社の名義で D 銀行から 1 億円の借入れを行ったが、これは Q 個人の住宅ローンを返済するためであり、借入金は直ちに同ローンの返済に充てられた。D 銀行は、この借入れが Q 個人の住宅ローン返済のために行われたことを知っていた。Q はローン返済直後に住宅を転売し、失踪した。
- ③ R は E 会社の取締役であり、「副社長」という肩書きを E 会社から与えられていたが、代表取締役ではなかった。R は、E 会社を代表して、E 会社の財産を F に譲渡する契約を締結した。

(a)代表権の制限 (会社 349V)

ルールの趣旨=取引の安全

(b)代表権の濫用

最判昭 38・9・5 民集 17-8-909→民 93 但類推適用 (相手方に悪意または過失→無効)

平成 29 年民法改正 (民 107 新設: 相手方に悪意または過失→無権代理行為とみなす)

(c)表見代表取締役 (会社 354)

権利外観責任=外観への信頼を保護するために、外観を作り出した者に責任を負わせる
表見支配人 (会社 13、商 24)、名板貸 (会社 9、商 14) (「商法総則・商行為法 I」) etc.

最判昭 52・10・14 民集 31-6-825 (第三者に重過失)

最判昭 35・10・14 民集 14-12-2499 (事例の R が取締役でなく従業員である場合)